

京田辺市農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和2年11月5日(木)午後3時から3時49分

2.開催場所 305会議室

3.出席委員(25人)

会長	25番	喜多義治
会長職務代理者	24番	澤田康夫
	1番	守本和廣
	2番	前川義一
	3番	藤田俊郎
	4番	森 岳人
	5番	水山裕司
	6番	徳田和彦
	7番	石坂 清
	8番	中川利一
	9番	正田文敏
	10番	山下明子
	11番	川端美恵
	12番	小泉辰夫
	13番	田中和雄
	14番	堀江幸和
	15番	森田三彦
	16番	香村侃彦
	17番	下村茂樹
	18番	北尾清晴
	19番	奥西和子
	20番	山崎安喜男
	21番	米田五司
	22番	上村孝男
	23番	山本邦彦

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条の規定による通知について

報告第2号 使用貸借権の解約による通知について

報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第4号 専決処分による報告（農地法第5条の規定による届出について）

第1号議案 農地法第3条の規定による許可について

第2号議案 地目変更の届出について

第3号議案 2アール未満の農業用施設の届出について

第4号議案 相続税の納税猶予に関する特例農地等の利用状況の確認について

第5号議案 農用地利用集積計画の決定について（別紙）

第6号議案 京田辺市農業委員会「活動方針」の策定について（別紙）

第3 その他

6. 農業委員会事務局職員

局長 古川 義男

主査 喜多 秀顕

主任 寒川 悠也

7. 会議の概要

事務局長	<p>皆さん、改めましてこんにちは。</p> <p>京田辺市農業委員会総会にご案内いたしましたところ、ご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。</p> <p>あいさつ（省略）</p> <p>それでは、令和2年11月総会の開会に当たりまして、喜多会長がご挨拶を申し上げます。</p>
会長	<p>あいさつ（省略）</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、審議に入ります前に、まず資料の確認をお願いいたします。</p> <p>資料確認（省略）</p> <p>それでは、進行につきましては、会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>ただいまの出席委員は25名でございます。定足数に達しておりますので、これより京田辺市農業委員会11月総会を開会いたします。</p> <p>京田辺市農業委員会規則第12条2項によりまして、会議録の署名委員を2名選出しなければなりません。私のほうから指名してよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p>
会長	<p>異議ないということで、ありがとうございます。</p> <p>それでは、香村委員さん、もう一方は水山委員さんよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、報告第1号、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号、農地法第18条の規定による通知について。</p> <p>【報告第1号 1番から2番を朗読後、説明】</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>それでは、報告第1号の1番から地元委員さんの説明をよろしくお願いたします。</p>
16番	<p>報告第1号、NO1の田辺向畑、双方とも〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さ</p>

	<p>んは現役でございます、農業の。したがいまして、何ら問題ございません。円満の合意解約でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>2番。</p>
23番	<p>番号2の薪の東向、4筆でございますけども、賃借人の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが耕作できないということで、既に〇〇〇〇さんが耕作されていまして、申請の手續が遅れましたことをおわび申し上げます。隣地につきましては問題ございませんので、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。 それでは、今の報告がありましたけど、何かご意見、ご異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
会長	<p>特にないようですので、それでは、報告第1号、農地法第18条の規定による通知について受理決定をさせていただきます。</p>
会長	<p>続きまして、報告第2号、使用貸借権の解約による通知について事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第2号、使用貸借権の解約による通知について。 【報告第2号 1番を朗読後、説明】 以上でございます。</p>
会長	<p>地元委員さん、報告第2号のNO1について説明をお願いします。</p>
4番	<p>報告第2号、使用貸借権の解約について、合意解約となっておりますが、もう次に耕作する方は決まっております、現時点でもう耕作しておられますので、問題なしと思います。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 今の報告がありましたけれども、ご意見、ご異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
会長	<p>それでは、報告第2号、使用貸借権の解約による通知について受理決定をさせていただきます。</p>
会長	<p>続きまして、報告第3号、農地法第3条の3の規定による届出につい</p>

	<p>て、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第3号、農地法第3条の3の規定による届出について。 【報告第3号 1番から4番を朗読後、説明】 以上でございます。</p>
会長	<p>それでは、報告第3号の1番から地元委員さんの説明をよろしく願 いします。</p>
16番	<p>報告第3号、番号1番、田辺外島ほか11筆、そして報告2番、田辺 石塚が2筆、これにつきましては相続物件でございまして、〇〇〇〇さ さん、〇〇〇〇さんは夫婦でございます。夫婦共々、今、耕作をしており ます。したがって、何ら問題ございませんので、よろしく願いいたし ます。 以上でございます。</p>
会長	<p>続きまして、NO3。</p>
21番	<p>NO3、飯岡奈良田を含め21筆の件ですけども、父親の〇〇〇〇さ さんが亡くなられてまして、息子の〇〇〇〇さんが相続されたわけですけど も、現在耕作されておるので、何ら問題はないと考えます。 以上です。</p>
会長	<p>NO4。</p>
2番	<p>松井古川、以下12筆1万1,258平米。これは、〇〇〇〇さんが亡 くなられ、息子さんの〇〇〇〇さんが相続で、農業をきっちりしており ます。何の問題もございません。どうぞよろしく願います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 それでは、報告第3号、農地法第3条の3の規定による届出について、 何かご意見、ご異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
会長	<p>それでは、報告第3号、農地法第3条の3の規定による届出について 受理決定をさせていただきます。</p>
会長	<p>続きまして、報告第4号、専決処分による報告（農地法第5条の規定 による届出について）事務局より説明をお願いします。</p>

事務局

報告第4号、専決処分による報告（農地法第5条の規定による届出について）。

【報告第4号 1番から3番を朗読後、説明】

NO1、転用目的につきましては、軽自動車8台の露天駐車場でございます。場所につきましては、近鉄新田辺駅より北へ約500メートルのところにある市街化区域内の農地でございます。こちら受理通知年月日につきましては、令和2年9月23日でございます。

続きまして、NO2、転用目的につきましては、専用住宅26戸の分譲住宅用地でございます。場所につきましては、京田辺市役所より北東へ約250メートルのところにある市街化区域内の農地でございます。こちら受理通知年月日につきましては、令和2年10月12日でございます。

1ページめくっていただきまして、続きまして、NO3、転用目的につきましては、自宅敷地の拡張で、庭の一部として使用します。場所につきましては、京田辺市役所より北東へ約380メートルのところにある市街化区域内の農地でございます。こちら受理通知年月日につきましては、令和2年10月19日でございます。

以上でございます。

会長

それでは、報告第4号、専決処分による報告（農地法第5条の規定による届出について）、地元委員さんからの説明をよろしくお願いします。

16番

報告第4号でございます。NO1につきましては田辺勇田2筆、そして、NO2につきましては田辺深田ほか11筆、そして、NO3につきましては田辺南田の1筆、これについてご説明申し上げます。

田辺勇田あるいは田辺深田につきましては、ただいま事務局から詳細の場所あるいは内容について詳しく説明がありましたとおり、この部分につきましては、〇〇〇〇が駐車場として、そして、田辺深田につきましては、集合住宅の開発用地としてまとめた土地26戸分を企画しているところでもございます。したがって、この2筆については何ら問題ございません。双方とも企業が担当しているところでもございます。

続きまして、NO3の田辺南田につきましては、これも個人的に合意がついとる内容でございます。ただ、再度境界明示をし直せよというような話をしたわけでございますけれども、境界明示をし直すよりも贈与したほうが早いんだということで、贈与をするということになったようでございます。といいますのも、測量し直しますと、測量の費用とかそういう部分のほうが高くつくということらしくて、贈与のほうが安いんです。そういうことで、この話につきましては、双方の合意の中での決着でございます。

ということで、NO1、2、3につきましては、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

<p>会長</p>	<p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、報告第4号、専決処分による報告について、何かご意見、ご異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、報告第4号、専決処分による報告（農地法第5条の規定による届出について）受理決定をさせていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>続きまして、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>第1号議案、農地法第3条の規定による許可について。</p> <p>【第1号議案 1番から8番を朗読後、説明】</p> <p>なお、これらの件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当いたしませんので、許可要件は満たしているものと考えます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、本日4班の委員に現地確認をしていただきました。班長の香村委員さんよりご報告をお願いします。</p>
<p>16番</p>	<p>ただいまご指名いただきました1号議案の現場事前調査に、農業委員会会長さん以下事務局、総勢7名で現調に入りました。その内容を説明申し上げます。</p> <p>1番からNO8まであるわけでございますが、そのうちNO2とNO8につきましては贈与物件でございますが、これは親から子へというような形でございます。したがって、何ら問題ない運営を、耕作をしていただいておりますということで、この部分については現調から外してございます。</p> <p>そして、1番、田辺中ノ島、3番、草内東台、田辺戸絶、西川原、5番、薪西浜、6番、薪西浜、7番、同じく薪西浜、この物件について現場の調査を実施いたしましたところ、通常に管理されておることと、そしてまた現調で問題があるようなところもございましたが、これについてもすぐに対処できるということでございまして、何ら問題ございませんでしたというご意見を頂戴いたしております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p>

	<p>それでは、第1号議案、地元委員さんの説明をよろしく申し上げます。</p>
職務代理	<p>第1号議案のNO1なんですけど、田辺中ノ島、〇〇〇〇さんが持っておられたのですが、親の代から相続で頂いたもので、ちょっと耕作が不可能ということで、北南に田畑を持ってはる方が〇〇〇〇さんで、私が買うということで前へ進められた話でして、〇〇〇〇さんも、息子さんもおられて規模拡大をしたいという内容がありましたので、そのまま受理しました。またよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 続きまして、NO2。</p>
7 番	<p>NO2、大住門田、その他1筆で合計2筆、同一世帯内の親から子への贈与ということで、〇〇〇〇さんは高齢のため、現状耕作できなくなっておりました、娘夫婦、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、この夫婦が跡を継いでおりました、現状もう既に娘夫婦が耕作をやっておりますので、問題ないと考えます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 続きまして、NO3。</p>
20番	<p>1号議案、NO3、譲渡人の〇〇〇〇さんが一応耕作されているんですけど、農免道路沿いにあるんですけども、用水等については地元じゃなくて、夜中に水入れに来たり、ちょっと遠方ちゅうことで、鶴見区から1時間余りかけて来るのは困難ということで、ちょうど〇〇〇〇さんが規模拡大ちゅうことで、申請がありました。 以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 続きまして、NO4について、地元委員さん、お願いします。</p>
16番	<p>田辺戸絶と西川原という別の場所でございますけれど、これは〇〇〇〇〇さん一家が皆所有いたしております。〇〇〇〇〇さん一家の場合でも、現在譲り渡す者につきましては3人とも医者をしておりまして、その医者というのは〇〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇さんとそれから〇〇〇〇〇さん、この3人とも医者でございます。〇〇〇〇〇さんというのは、現在吹田のほうにおりまして、場所も非常に遠くにおるということで、耕作も非常に困難である。そして、3人とも医者ということと高齢ということで、ちょっともう管理ができないということから、譲り渡すということになりました。そういうことで、ひとつよろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>

会長	<p>ありがとうございます。 NO5について、地元委員さんの説明をお願いします。</p>
23番	<p>番号5番の薪の西浜でございます。先ほど田辺の香村さんから説明されたとおり、親族間の譲渡ということで、お医者さんをされて、今耕作できないですけれども、親戚の方に譲り受けたいということで。 続きまして、6番につきましても同じでございます。〇〇〇〇さんが医者でございますので、親戚の方に譲られるということで、今現在より管理ができると思いますので、よろしくをお願いします。 次の7番につきましては、これも〇〇〇〇さんが持っていて、薪小欠の〇〇〇〇さんが耕作をするということで、これについても、現在管理をされているもので、問題ございませんので、よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 続きまして、NO8についてお願いします。</p>
17番	<p>8番について説明させていただきます。蕪木3筆ですが、これは一固まりの田んぼでございます。この田んぼでは、今年も含めて10年以上前から水稻栽培されておりまして、ここに書かれている〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの息子さんで、お父さんが3年ほど前に亡くなられて、その後は〇〇〇〇さんが中心になって米作りをされておりまして。〇〇〇〇さんは奥さん、〇〇〇〇さんは娘さんです。全く問題ないと考えております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 それでは、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、何かご意見、ご異議はございませんか。 (異議なし)</p>
会長	<p>それでは、異議等はないようですので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について受理決定をさせていただきます。</p>
会長	<p>続きまして、第2号議案、地目変更の届出について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第2号議案、地目変更の届出について。 【第2号議案 1番を朗読後、説明】 以上でございます。</p>

<p>会長</p> <p>20番</p> <p>会長</p> <p>会長</p>	<p>ありがとうございます。 地元委員さんの説明をお願いします。</p> <p>2号議案、〇〇〇〇さん並びに〇〇〇〇さんについては、一応地元の方の相続で取得されました。田としての耕作なんですけども、上からの水の関係があったりして、一応畑として利用したいという申出がありました。今回申請となりました。よろしくお願いします。</p> <p>ありがとうございます。 第2号議案、地目変更の届出について説明がありましたが、これについて何かご意見、ご異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>特にないようですので、第2号議案、地目変更の届出について受理決定をさせていただきます。</p>
<p>会長</p> <p>事務局</p> <p>会長</p> <p>1番</p> <p>会長</p>	<p>続いて、第3号議案、2アール未満の農業用施設の届出について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>第3号議案、2アール未満の農業用施設の届出について。 【第3号議案 1番を朗読後、説明】 以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。 地元委員さん、説明をお願いします。</p> <p>3号議案、2アール未満の農業用施設の届出について、大住北角、地域としては別段問題ないんですけど、隣地も家があるんですけど、倉庫の大きさですけど、そんな廃材を利用したような小屋みたいなものですけど、建てられるということで、問題ないと考えていますので、よろしくお願いします。</p> <p>ありがとうございます。 第3号議案、2アール未満の農業用施設の届出について地元委員さんから説明がございましたが、これについて、何かご意見、ご異議はございませんか。異議等はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

会長	<p>それでは、異議等がないようですので、第3号議案、2アール未満の農業用施設の届出について受理決定をさせていただきます。</p>
会長	<p>続きまして、第4号議案、相続税の納税猶予に関する特例農地等の利用状況の確認について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第4号議案、相続税の納税猶予に関する特例農地等の利用状況の確認について。</p> <p>【第4号議案 1番を朗読後、説明】</p> <p>なお、本件につきましては、10月2日に喜多会長と地元委員さんとで現地を確認していただきましたところ、適切に耕作管理がなされておりましたので、その旨を右京税務署に報告したく考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>第4号議案について説明がありましたが、地元委員さん、お願いいたします。</p>
2番	<p>事務局からの説明どおり、地元委員私と会長並びに事務局のほうと一緒に現地調査しました。適切にきちりと管理されているというのを確認して帰りました。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>第4号議案について、地元委員さんから説明がございましたが、これについて、何かご意見、ご異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
会長	<p>それでは、異議等もありませんので、第4号議案、相続税の納税猶予に関する特例農地等の利用状況の確認について受理決定をさせていただきます。</p>
会長	<p>続きまして、第5号議案、農用地利用集積計画の決定について、事務局、説明をお願いします。</p>
農政課	<p>それでは、こちら農用地利用集積計画をご覧くださいませでしょうか。</p> <p>では、こちら農用地利用集積計画、2枚めくっていただいでの2ページをご覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画、こちら、公告予定が令和2年11月10日を予定しておりますのでございます。中身といたしまして、1年から2年の田</p>

の貸借が9,826平米、畑の貸借が1,005平米で、全て使用貸借となっております。

続きまして、3年から5年の田の貸借が7万2,011平米、畑の貸借が4万6,043平米で、うち1,312平米が賃貸借、11万6,742平米が使用貸借となっております。

続きまして、6年以上のところ、6年から9年は田が3,038平米、畑が1万7,408平米で、全てが使用貸借となっております。

10年以上は、田が4,632平米、畑が3,283平米、全てが使用貸借となっております。

計といたしまして、田のほう、畑のほう、総計といたしまして15万7,246平米となっております。

また、こちらの貸地につきましては、88件の貸し手がございます、借り手につきましては52件、うち認定農業者、こちら地域認定を含む認定農業者ですが、32名、また法認定農業者につきましては5名ということとなっております。

詳細につきましては、3ページ以降でございますので、ご確認お願いいたします。

また、1枚戻りまして、1ページのほうで再設定、新規設定のことを書かせていただいております。田につきましては、56筆が再設定、47筆が新規設定、畑につきましては、7筆が再設定、68筆が新規設定となっております。

以上、簡単ですが、私のほうからのご説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

会長

ただいま第5号議案、農用地利用集積計画の決定について、農政課のほうから説明がございました。

これについて、何かご意見、ご異議はございませんか。

(異議なし)

会長

それでは、異議等もございませんので、第5号議案、農用地利用集積計画の決定について受理決定をさせていただきます。

会長

続きまして、第6号議案、京田辺市農業委員会「活動方針」の策定について、事務局に説明願います。

事務局

第6号議案、京田辺市農業委員会「活動方針」の策定についてということで、こちらにつきましては、10月総会の農地利用最適化推進会議の際にちょっと説明のほうをさせていただきます、10月20日まで何かご意見等ございましたら事務局までお願いいたしますということでお

願いしておいた案件でございまして、10月20日までに各委員さんのほうから特にご意見等もありませんでしたので、10月の際にお示しさせていただきました「活動方針」案のほうを、今回、第6号議案として総会のほうに諮らせていただこうということで、議案として上げさせていただきますところでございます。

その「活動方針」のほうについて、読み上げさせていただきたいと思っております。

京田辺市農業委員会活動方針（令和2年～令和5年）。

我が国の農業・農村を取り巻く情勢は、高齢化と人口減少による国内市場の縮小、TPP11協定やEU加盟国とのEPAあるいは日米貿易協定などの新たな国際環境への対応、担い手の高齢化や後継者不足の深刻化、これに伴う耕作放棄地の拡大など一層厳しさを増しています。

さらには、新型コロナウイルス感染症の影響による需要減少や価格低下に見舞われ、今後も起こり得る食糧供給上のリスクや新しい生活様式による需要の変化への対応など農業経営への影響が懸念されます。

京田辺市農業委員会は、「地域の農業は、地域で守る」を念頭に、かけがえのない農地を守り、力強い農業をつくるかけ橋となり、農地利用の最適化のため、新たな担い手の確保・育成、遊休農地の未然防止・解消、特産品の検討等に、各地域の実情に合った方法で取り組んでまいります。

については、農業委員と農地利用最適化推進委員が手を携えて、農業者の代表として自覚と誇りを持って行動する農業委員会としての実践活動をより一層強化しなければならないと考え、今後3年間の任期中の「活動方針」を令和2年11月の農業委員会総会において決定し、積極的に活動を展開します。

1. 地域農業の担い手や農作業受託組織の育成を応援します。

農業者の高齢化等による労働力不足に対応するため、府、市、JA京都やましる等農業関係機関と連携を図りながら、意欲ある担い手・後継者・新規就農者の育成や地域に合った組織づくりに積極的に協力します。

2. 農地行政の適正な執行を引き続き行います。

農業者を代表する機関として、農地法等の関係法律を遵守し、農地の権利移動や転用許可等の法令業務において現地調査を行い、厳正かつ公正な審査・指導を行います。

3. 遊休農地の解消に取り組めます。

農地パトロールを実施し、遊休農地については、各地域の農業委員・農地利用最適化推進委員が農地所有者・耕作者との話し合いの場を持ち、農地バンクや農地中間管理事業等も活用し、認定農業者等の担い手に農地の集積を積極的に推進することにより遊休農地の解消を図ります。

また、地域の農家組合などとも連携し、農地の有効活用を促す活動に取り組めます。

4. 地域特産物の育成や地産地消を推進します。

儲かる農業を目指して、レモン・ジャバラプロジェクトをきっかけに、

各地域で地元に適した魅力ある農産物、付加価値の高いブランドカのある農作物を模索する取組と、安心・安全な農作物の地産地消を推進します。

5. 農業者の公的代表機関として関係行政機関等に働きかけます。

地域の農業者との話合いの場を持ち、農業者が農地利用の最適化を進め、持続可能な農業が展開できるような施策を積極的に関係行政機関等に提案していきます。

6. 情報の提供に努めます。

農業委員会が農業者・市民に身近な組織となるよう「きょうたなべのうぎょう委員会だより」やホームページ等を活用し、農業施策等に関する情報の提供を行うとともに、広く意見も求めていきます。

以上、読み上げさせていただいたものを、本日ご承認を頂きましたら、京田辺市農業委員会の活動方針として、のうぎょう委員会だよりでありましたり、ホームページのほうに公表のほうをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

会長

ありがとうございます。

第6号議案、京田辺市農業委員会「活動方針」の策定について、事務局より説明がございました。

これについて、何かご意見、ご異議はございませんか。

(異議なし)

会長

それでは、異議等がないようですので、第6号議案、京田辺市農業委員会「活動方針」の策定について受理決定をさせていただきます。

以上で審議のほうはこれで終わります。これから5番目のそのほかというのは、今ちょっと特にないようですので、一旦これで農業委員会の総会のほうは閉じさせていただきます。

事務局長

ありがとうございました。

慎重なるご審議に努めていただきましてありがとうございます。

閉会に当たりまして、澤田職務代理者からご挨拶をお願いいたします。

職務代理

あいさつ (省略)

～閉会～